

南寝屋川公園基本計画策定業務委託プロポーザル募集要項

1 業務概要

業務名	南寝屋川公園基本計画策定業務委託		
業務目的	<p>南寝屋川公園は、スポーツ施設等を備えた本市でただひとつの地区公園であり、広い敷地に加え、第二京阪道路からのアクセスの利便性や、大型商業施設に隣接している立地特性から、子育て世代を始めとした市内外から訪れたい公園として生まれ変わる高いポテンシャルを有しております。加えて、隣接する汚物処理場（緑風園）の跡地を活用することで、公園面積の拡張及び機能の再編、役割を見直し、利用ニーズに即した都市公園としてリニューアルを目指します。</p> <p>本市では、南寝屋川公園における効果的な機能、役割を検討するため、これまでに市民アンケート調査や民間事業者と対話するサウンディング調査、期間限定の催しを実施するなど、リニューアルに向けた様々な可能性を検討してきました。</p> <p>本業務は、これまでの検討内容等を分析評価し、機能の再編の視点から、南寝屋川公園のリニューアルに向けた基本計画を策定するものです。</p>		
業務期間	契約締結日から令和7年3月14日（金）まで		
業務内容	別紙「仕様書」のとおり		
見積限度額（税込）	金 14,161,400 円		
業務実施上の条件	別紙「仕様書」のとおり		
所管課	公園みどり課	担当者	小坂、井貝
	電話	072-825-2293（内線 2707）	

2 プロポーザル方式の型式 公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 申請日現在に、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、測量・建設コンサルタントの業種「土木関係建設コンサルタント」部門「都市計画及び地方計画」及び「造園」を希望していること。
- (2) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成15年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (3) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までにおいて、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年 寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 平成 26～令和 5 年度において、地方公共団体における「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」について、履行した実績を有すること。
- (10) 次のアからウに掲げる要件を満たす技術者を配置すること。
 - ア 当該プロポーザル参加者と直接的な雇用関係にあること。
 - イ 管理技術者及び照査技術者は、技術士法に定める技術士のうち、技術部門を「建設部門」又は「総合技術監理部門」で選択科目を「都市及び地方計画」とする者を配置すること。
 - ※ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。
 - ウ 主たる担当技術者は、技術士法に定める技術士のうち、技術部門を「建設部門」又は「総合技術監理部門」で選択科目を「都市及び地方計画」とする者、若しくはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）「造園部門」の資格保有者を配置すること。
 - ※ただし、管理技術者及び照査技術者と主たる担当技術者を兼ねることはできない。

4 参加表明者の受付

(1)提出書類	①プロポーザル参加表明書(様式1)、②会社概要票(様式2)、③業務実績調書(様式3)、④管理技術者調書(様式8)、⑤照査技術者調書(様式9)、⑥担当技術者調書(様式10)	
(2)提出部数	各2部(原本1部、副本1部)	
(3)提出期間	令和6年4月24日(水)から令和6年5月21日(火)午後5時まで(必着)	
(4)提出方法	持参又は書留郵便によること。	
(5)提出場所	住所	〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
	所管課	都市基盤整備部公園みどり課
	担当者	小坂、井貝
	電話	072-825-2293 (内線 2707)
	メールアドレス	kouen@city.neyagawa.osaka.jp

5 参加資格審査、審査結果通知及び企画提案書等の提出依頼

参加表明者の参加資格要件を審査し、審査結果等を次のとおり通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者

「参加資格審査結果通知書 兼 企画提案書等提出依頼書」(様式4)により、参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書及び調書等(以下「企画提案書等」という。)の提出を依頼する。

企画提案書等の内容、提出方法等

	内 容	様 式	備 考
(1)提出書類	① 企画提案書等提出届	様式5	表紙
	② 企画提案書 ※審査における公平性を期すため、社名等は伏せること。	任意様式	
	③ 会社概要票	様式2	再提出
	④ 業務実績調書	様式3	再提出
	⑤ 誓約書	様式6	
	⑥ 業務実施体制調書	様式7	
	⑦ 管理技術者調書	様式8	再提出
	⑧ 照査技術者調書	様式9	再提出
	⑨ 主たる担当技術者調書	様式10	再提出
	⑩ 業務工程表	任意様式	
	⑪ 見積書及び見積内訳書 ※見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を除いた金額(1,000円止め)を記載すること。	任意様式	
(2)提出部数	各8部(原本1部、副本7部)		
(3)提出期間	令和6年5月23日(木)から令和6年6月14日(金)午後5時まで(必着)		
(4)提出方法	4(4)に同じ		
(5)提出場所	4(5)に同じ		

(2) 参加資格がないと認めた者

「参加資格審査結果通知書」(様式4-1)により、参加資格要件を満たしていないため、本プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

6 質疑回答

質疑の受付	受付期間	令和6年5月23日(木)から令和6年6月3日(月)午後5時まで
	提出方法	質疑書(様式11)により、4(5)に記載しているメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。 電話又は直接来庁による質疑には応じない。
質疑の回答	令和6年6月5日(水)に、質疑回答書(様式12)により、企画提案者全員に対し、プロポーザル参加表明書(様式1)に記載されたメ	

ールアドレス宛てに電子メールで回答する。

7 契約候補者の選定方法

(1) 企画提案書等審査

「南寝屋川公園基本計画策定業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、採点基準表に基づき、書類審査により評価を行い、契約候補者及び次点者(以下「契約候補者等」という。)を選定する。

(2) 契約候補者の選定

出席委員による採点の合計点が最も高い者を契約候補者等として選定する。この場合において、合計点が最も高い者が2人以上あるときは、提案価格が最も低い者を契約候補者とし、提案価格も同額の場合は、くじにより契約候補者を選定する。ただし、出席委員による採点の合計点が満点の50パーセントに満たない者は選定しない。

8 選定の手順

(1) 書類審査

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、高い評価を得た企画提案者を契約候補者等として選定する。

実施日：令和6年6月24日（月）

(2) 審査結果通知

ア 契約候補者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式13）により通知する。

イ 次点者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式13-1）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「契約候補者選定委員会審査結果について（通知）」（様式13-2）により通知する。

9 契約候補者の公表方法

次に掲げる事項を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 所管課名
- (4) 契約候補者を選定した日
- (5) 契約候補者の名称及び所在地
- (6) その他必要な事項

10 契約締結手続

契約候補者との協議が調い次第、速やかに契約の手続を進める。

ただし、契約候補者が、契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなっ

た場合は、次点者と契約の進めを進める。

11 その他プロポーザル参加者への周知事項

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期間を過ぎてからの書類の差し替え又は修正は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルへの参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うこともある。
- (4) 提出書類は返却しないものとする（書類は適正に処理し、2次使用はしない）。
- (5) 業務実施体制調書に記載した配置予定の管理責任者、実務担当者の変更は原則認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の者であると認められた者に限り変更することができるものとする。
- (6) プロポーザルへの参加において、コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成される事業体での参加は認めない。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する。

12 採点基準表 別紙のとおり

評価事項	評価基準	評価配分
技術提案	業務の目的を十分に理解したうえで、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	10%
	上位関連計画や市民アンケート調査結果等を踏まえた提案がなされているか。	10%
	立地特性やポテンシャル等を十分に理解し、子育て世代の誘引につながる魅力的かつ具体的な提案がなされている。	10%
	施設の再整備について、隣接する汚物処理場の跡地活用を含めた機能、役割を見直す利用ニーズに即した具体的な提案がなされているか。	10%
	管理運営方法や維持管理方法について、配慮された具体的な提案がなされているか。	10%
業務体制	業務を計画的に進める具体的なスケジュール及び進捗管理方法が提案されているか。	10%
専任制	管理技術者、照査技術者及び担当技術者の適切な人員配置を予定しているか。 ※管理技術者と照査技術者と主たる担当技術者及び担当技術者の専任時間の合計の順位に応じて配点する。（2者	5%

	以上が同順位となった場合は同得点とし、以下の者は上位の事業者数の次の順位として配点する。)	
管理技術者の知識、経験	平成 26 年度～令和 5 年度において、地方公共団体からの都市公園面積 4 ha 以上の「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」についての履行実績件数。 平成 26 年度～令和 5 年度において、地方公共団体からの都市公園面積 2 ha 以上 4 ha 未満の「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」についての履行実績件数。	5 %
主たる担当技術者の知識、経験	平成 26 年度～令和 5 年度において、地方公共団体からの都市公園面積 4 ha 以上の「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」についての履行実績件数。 平成 26 年度～令和 5 年度において、地方公共団体からの都市公園面積 2 ha 以上 4 ha 未満の「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」についての履行実績件数。	5 %
企業の実績	平成 26 年度～令和 5 年度において、地方公共団体からの都市公園面積 4 ha 以上の「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」についての履行実績件数。 平成 26 年度～令和 5 年度において、地方公共団体からの都市公園面積 2 ha 以上 4 ha 未満の「公園基本計画策定業務」、又は「パークマネジメントプラン策定業務」についての履行実績件数。	10%
コスト削減努力	見積費用に十分な費用対効果が見られるか。	15%